

「SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム(SOLVE for SDGs)」の提案公募に関するご質問

No.	項目	質問	回答
1	評価	提案書様式3の説明中に「中間評価」とあるが、これはどのようなものか。	様式3（公募要領103頁、119頁）の説明中にある「中間評価」は、プロジェクト内で適宜行われる自己評価を想定しています（公募要領「5.7 評価」に記されている、プロジェクトそのものに対する中間評価とは異なります）。プロジェクトの進捗に応じ、必要なタイミングで適宜実施をお願いいたします。
2	再委託	創出する解決策の効果検証を外部に依頼したいが、そうした経費も計上は可能か。	研究開発要素を含む内容を第三者に再委託することはできません。ただし、アンケートの実施・集計作業等、研究開発要素を含まない外注業務については可能です。
3	技術シーズ	技術シーズを有しているのは大学等である必要があるか。企業がSDGs達成に資する実用化段階の技術を有しており、大学・自治体等と共同で社会適用の研究開発に取り組むことは可能か。	技術シーズについては、大学等有しているものに限定しておりませんが、研究開発期間にわたって当該技術シーズが提案される研究開発において十全に利用可能であること（知財等、当該シーズの活用に問題のないこと）が必要です。
4	協働実施者	協働実施者は「社会課題に取り組む当事者の代表であり、社会課題に直面し、研究者と協力して課題を解決することを希望する団体・組織の代表者」とあるが、組織（法人）の長（代表者）とする必要があるか。実務を担当する責任者でもよいか。	ここでいう「代表」は、社会課題に取り組む当事者の代表を指し、組織全体の代表者（首長、理事長、代表取締役…等）に限定されません。実務を実際に担当する責任者であることを想定しています。